

地縁団体の 認可申請の手引き



令和5年12月改訂版

我孫子市

市民協働推進課 市民活動推進係

目 次

I. 認可地縁団体について	
1. 認可地縁団体とは	1
2. 認可地縁団体になるための要件	3
II. 認可地縁団体申請手続き	
1. 地縁団体の認可までの手続きの流れ	4
2. 認可申請	5
3. 申請にあたっての注意点	5
4. 認可・告示	6
III. 認可後の地縁団体について	
1. 認可地縁団体の印鑑登録	7
2. 各種証明書の発行	7
3. 税関係の手続きについて	8
4. 認可地縁団体への課税	8
5. 不動産登記	9
6. 自治会等運営	9
7. 法人認可の取り消しと解散	11
IV. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	
1. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは	12
2. 申請の要件	12
3. 申請の流れ	12
4. 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに 足りる資料	14
5. その他	15
V. 地縁団体の解散について	
1. 認可地縁団体が解散する場合の手続きの流れ	16

様式等一覧

申請書様式（第十八条関係）認可申請書	19
構成員の名簿	20
代表者就任承諾書	21
代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無	22
代理人の有無	23
委任状	24

認可地縁団体印鑑登録申請書	25
認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	26
認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	27
認可地縁団体証明書交付請求書	28
届出書様式（第二十条関係）告示事項変更届出書	29
代表者就任承諾書（変更時）	30
届出書様式（第二十二条関係）規約変更認可申請書	31
規約変更の内容及び理由	32
申請書様式（第二十二条の二関係）公告申請書	33
申出書様式（第二十二条の三関係）異議申出書	34
情報提供様式（第二十二条の四関係）公告結果（承諾）	35
通知書様式（第二十二条の五関係）公告結果（異議申出）	36
届出書様式（第十九条関係）認可地縁団体解散届出書	37
届出書様式（第十九条関係）認可地縁団体清算終了届出書	38

参考資料

地方自治法（地縁団体に関すること）	40
地方自治法施行規則（認可地縁団体関係部分抜粋）	48
我孫子市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例	51
地縁団体規約作成例と作成上の留意事項（規約の参考例）	55
総会議事録（議事録の参考例）	64

地縁団体の認可申請手続き

I. 認可地縁団体について

1. 認可地縁団体とは（経緯）

自治会、町会、区（以下「自治会等」）は、法律上いわゆる「権利能力なき社団」と位置付けられ、自治会等が、土地や集会施設などの財産を保有している場合であっても、自治会名義での不動産登記はできませんでした。

そのため、自治会等の財産を不動産登記するときは、会長個人または役員の共有名義で不動産登記を行っていましたが、様々なトラブルが全国で生じていました。（トラブル例）

- ① 登記名義者の債権者が、不動産を差し押さえて競売してしまった。
- ② 登記名義者が死亡した際に、相続人との間で所有権の争いが生じた。
また、相続人が多数いたり、遠隔地に居住しているなどの理由で手続きが遅延した。
- ③ 複数人による共有として登記しているため、登記名義者が転出するたびに変更登記を行う必要があり、手続きが非常に面倒である。また、移転登記を行わないでいるうちに相続人が特定できなくなってしまった。

このため、平成3年に地方自治法が一部改正され、不動産等を保有または保有を予定している自治会等は、市町村に届出を行い、市町村から認可されると、自治会等として法人格が認められ、自治会名義での不動産登記ができるようになりました。

また、令和3年11月26日より、不動産の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行う目的で市から認可を受けることができるようになりました。

これは、近年の自治会活動の幅の広がりを踏まえ、集会所のような不動産を保有しなくとも、今後は高齢者等への生活支援や地域交通の維持、地域の特産品開発・マーケット運営等の経済活動も含めた幅広い活動を行う団体が認可されることを想定したものです。

認可の目的が改められたことによる、法人格を得る団体としては、次の目的を持った団体を想定しています。

1. 継続した活動基盤の確立
2. 法人が契約主体となることによる事業活動の充実化
3. 法律上の責任の所在の明確化
4. 個人財産と法人財産と混同防止
5. 対外的な信用の獲得等

認可地縁団体は、地方自治法により認められた団体であるため、地方自治法に則した規約を定めるとともに、いくつかの義務が課せられ、より民主的な運営が求められます。

また、規約の変更、会の解散、財産の処分等にあたっては、地方自治法の規定に基づいて規約に定めたとえで運用しなくてはなりません。

※ 青年団や婦人会のように、区域に住所を有することの他に性別や年齢などの条件が必要な団体や、活動の目的が限定されている団体は「地縁による団体」に含みません。

2. 認可地縁団体になるための要件

認可地縁団体となるためには、市長の認可が必要です。認可の為には、以下の4つの条件を満たしている必要があります。

- ① その区域の住民相互の連携、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。【地方自治法第260条の2第2項第1号】

地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会・町会活動のことです。スポーツ活動や芸術活動など、団体の目的が特定分野のみである場合は、形成に資する地域的な共同活動とは認められません。

なお、「現にその活動を行っていること」とは、自治会等による活動の実績を示す報告書等により確認します。【地方自治法第260条の2第4項】

- ② 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

【地方自治法第260条の2第2項第2号】

認可地縁団体の区域・範囲が、図面や地番などにより、客観的にわかる状態であることを意味します。他の認可地縁団体の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。

- ③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

【地方自治法第260条の2第2項第3号】

その区域に住む全ての個人が構成員になることができ、正当な理由がない限り加入を拒むことはできません。世帯を単位とすることは認められず、また、区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。「相当数」とは、一般的には当該区域の全住民（自治会・町会に加入していない人を含む）の過半数以上が構成員になっている場合を指します。

- ④ 規約を定めていること。【地方自治法第260条の2第2項第4号】

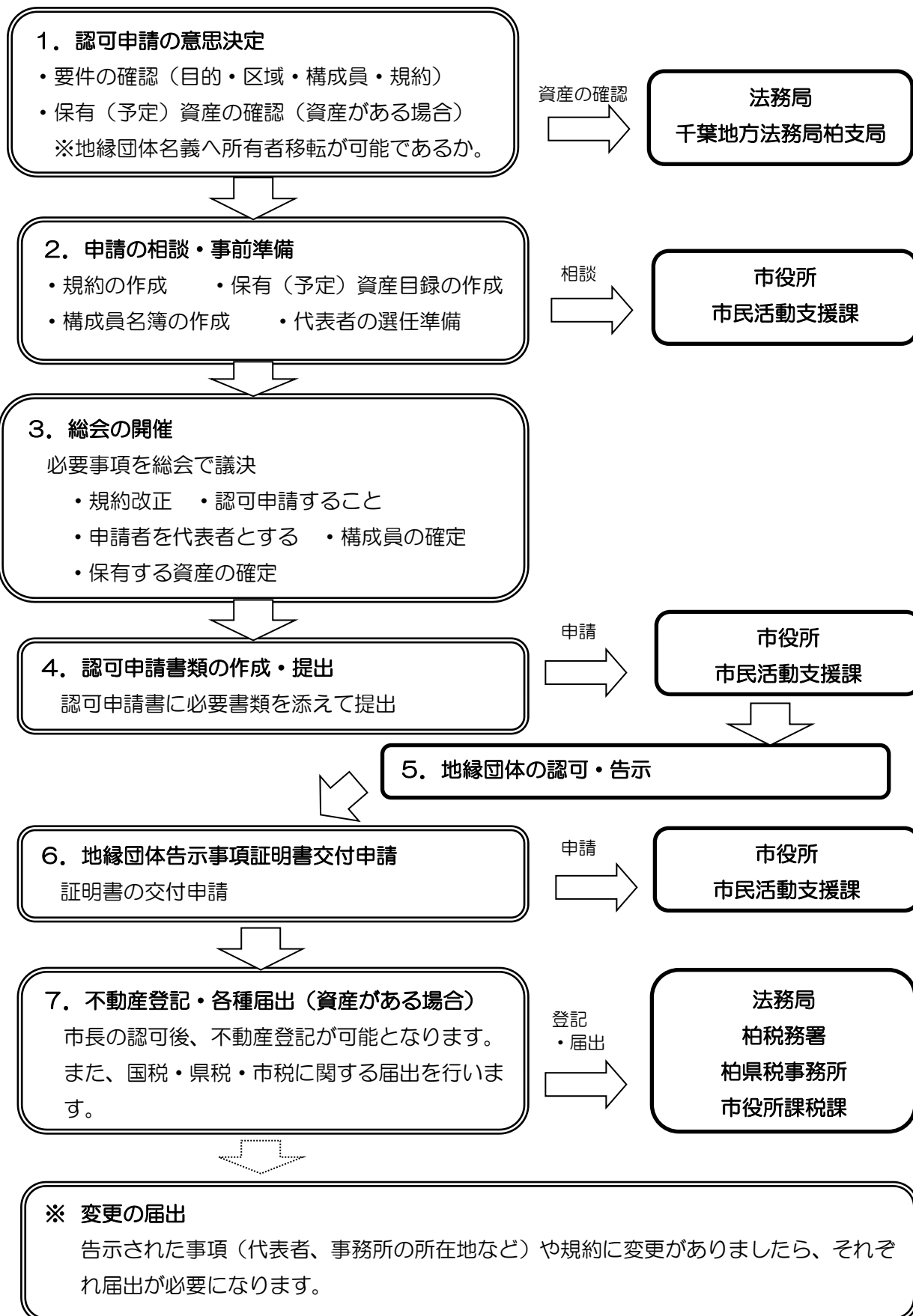
①目的②名称③区域④主たる事務所の所在地⑤構成員の資格に関する事項⑥代表者に関する事項⑦会議に関する事項⑧資産に関する事項が定められていることが必要です。

【地方自治法第260条の2第3項】

この要件を満たさなくなった場合、地方自治法第260条の2第14項の規定により、認可地縁団体として認められなくなりますので、運営にあたっては注意してください。

II. 認可地縁団体申請手続き

1. 地縁団体の認可までの手続きの流れ



2. 認可申請

総会において認可を申請する旨の議決を得た団体の代表者が、市長に対して次の書類により申請します。

【認可申請書】（申請書様式（第十八条関係）⇒P19）

※申請書類には、次の（１）～（９）の書類を添付する。

（１）規約（⇒P55～ 規約の参考例）

自治会等で規約を現に定めている場合には、I-2. 認可地縁団体になるための要件④に記載されている事項がもれなく規定されていなければなりません。万一欠けている事項がある場合には、規約の改正が必要です。

（２）認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のある総会の議事録。

※議事録には、申請者を代表者に選出する旨の議決の内容が含まれていることも必要です。

（３）構成員の名簿（⇒P20）

構成員全員の氏名及び住所が記入されているものであれば、任意様式でも構いません。

（５）活動状況報告書

活動日付、活動内容、参加者の概要等できるだけ詳しく記載してください。

総会に提出した事業報告書を利用して構いません。

（６）申請者が代表者であることを証する書類

・代表選任についての記載がある議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの。）

・代表者となることについて承諾した旨の承諾書（代表者就任承諾書）（⇒P21）

（７）代表者の職務執行の停止の有無、職務代行者の選任の有無（⇒P22）

（８）代理人の有無（⇒P23）

（９）区域を表示した地図

住宅地図等に境界線を記入し、地縁団体の区域を明確にした図面

3. 申請にあたっての注意点

・認可申請にあたっては、現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否だけでなく、規約の整備、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定、保有財産の確定等についても審議してください。

・特に規約については、必ず見直しをしていただき、許可要件を満たすよう規約の改正をしてください。なお、総会を開催する前に、規約の改正案について、事前に市民活動支援課にご相談ください。

4. 認可・告示

自治会等から認可申請書類が提出され、要件を満たしている場合には、市は速やかに認可し、告示を行います。(告示までの期間は、概ね2週間程度かかります。)

この告示は、法人登記と同様の効力を持ちます。そのため、別途法人登記手続きを行う必要はありません。

【告示事項】

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 代表者の職務執行の停止の有無、職務代理者の選任有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名と住所)
- ⑦ 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名と住所)
※代理人を告示していない限り代理での各種申請(印鑑登録や変更手続等)はできません。
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日
- ⑩ 前条第1項第7号又は第8号に該当する場合には、該当各号の基準を満たすときは、その事由
⇒特定民法法人から、認可地縁団体へ移行(財産引継ぎ)する場合
- ⑪ 前条第1項第7号又は第8号に該当する場合には、該当特例民法法人又は特定一般社団法人若しくは特定一般財団法人から継承した財産の種類及び数量
⇒特定民法法人から、認可地縁団体へ移行(財産引継ぎ)する場合

Ⅲ. 認可後の地縁団体について

1 認可地縁団体の印鑑登録

★詳細については、お問い合わせください。

認可地縁団体の印鑑登録制度は、団体の印鑑を公に立証するものです。
不動産の登記など、法令に基づいて提出を義務付けられている場合などには、「印鑑登録証明書」が必要となります。
なお、登録できる印鑑は、1団体につき1個です。

(1) 登録申請を行うときは、次の書類が必要です。

代理人有(⇒P23)の場合で代理人が申請するときは、委任状(⇒P24)が必要となります。

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書(⇒P25)
- ② 代表者の印鑑(市民課に印鑑登録をしてあるもの)
- ③ 代表者個人の印鑑登録証明書 1通
- ④ 登録をする団体の印鑑

(2) 登録をする印鑑は、次のようなものは受け付けられません。

- ① ゴム印その他の変形しやすいもの
 - ② 印影の大きさが、1辺の長さが8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
 - ③ 印影が鮮明でないもの
 - ④ 上記に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの
- ※ 登録した印鑑を紛失した場合は、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(⇒P27)により、速やかに廃止の手続きをしてください。
- ※ 登記した印鑑を変更する場合も、認可地縁団体印鑑登録廃止手続きの後、改めて登録してください。
- ※ 代表者変更に伴う告示事項変更届出の手続き終了後、必要に応じて、すでに登録してある旧代表者の印鑑登録廃止と新代表者の印鑑登録手続きを行います。

2 各種証明書の発行

★詳細については、お問い合わせください。

(1) 認可地縁団体印鑑登録証明書：300円/1通

印鑑登録証明書は、団体の代表者のみが申請することができます。認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(⇒P26)を市民活動支援課まで提出してください。

代理人有(⇒P23)の場合で代理人の方が申請する場合は、別途委任状(⇒P24)が必要となります。(その場合、代表者本人が記入した代理人への委任状と、運転免許証などの代理人の顔写真がついた本人確認書類が必要です。)

(2) 認可地縁団体証明書(地縁台帳の写し)：300円/1通

認可地縁団体の証明書はどなたでも請求することができます。証明書交付請求書(⇒P28)を市民活動支援課まで提出してください。

※ 証明書の発行を希望する場合には、事前にご連絡ください。ご連絡がない場合、即日発行が出来ない場合があります。(事前にご連絡頂いた場合でも、発行手続きに時間を頂きますのでご了承ください。)

3 税関係の手続きについて

認可を受けた地縁団体は、下記の書類を速やかに提出しなければなりません。

提出先	認可地縁団体の認可を受けた法人	
	収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
柏税務署		<ul style="list-style-type: none"> 法人設立届出書 収益事業開始届出書 (収益事業開始の届出)
柏県税事務所	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立等に関する報告書 (設立の届出) 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立等に関する報告書 (収益事業開始の届出)
我孫子市役所 課税課	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立等に関する報告書 (設立の届出) 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立等に関する報告書 (収益事業開始の届出)

※ 設立の届出の際に県税事務所、市課税課に提出する書類として、申請書のほか、認可書の写し、規約の写しが必要です。

収益事業開始の届出時に必要な書類等は、各機関にお問い合わせください。

4 認可地縁団体への課税

認可地縁団体には、以下の税金が課税されますので、減免申請手続きを行う必要があります。詳細については、それぞれの関係機関にお問い合わせください。

■ 認可地縁団体への各種課税

税の種類	認可前		認可後		
	収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	非課税	法人税割：非課税 均等割：課税 ※減免措置あり	法人税割：課税 均等割：課税	
	固定資産税	課税 ※減免措置あり	課税 ※減免措置あり	固定資産税の評価額で課税 ※減免措置あり	固定資産税の評価額で課税 課税
県税	法人県民税	非課税	法人税割：非課税 均等割：課税 減免措置あり	法人税割：課税 均等割：課税	
	法人事業税	非課税	課税	非課税	課税
	不動産取得税	課税 減免措置あり	不動産を取得した時点の評価額 課税	課税 減免措置あり	不動産を取得した時点の評価額 課税
国税	法人税	非課税	課税	非課税	課税
	登録免許税 (登記の際)	団体名義での 資産登記不可	団体名義での 資産登記不可	課税	課税

※ 一定の条件を満たす必要がありますので、詳細は課税課へお問い合わせください。

5 不動産登記

認可された団体名義で登記ができるようになります。登記の際の必要書類等、詳細については、法務局にお問い合わせください。

※ 認可地縁団体は、以下のような登記事項に変更があったときは、変更登記することになります。

- ① 保有資産（不動産）の増減
- ② 登記名義人の変更（団体の名称及び所在地の変更）

※ 代表者名の変更は、変更事項ではないため変更登記の必要はありません。ただし、事務所の所在地に変更が生じた場合には、変更登記が必要となります。（事務所所在地が代表者宅で我孫子市〇△丁目×番〇号に置くとした場合）

■問い合わせ先

機関名	取扱税目	連絡先
柏税務署	法人税	〒277-8522 柏市あけぼの2丁目1番30号 電話04-7146-2321（自動音声で案内）
千葉地方法務局柏支局	登録免許税	〒277-0005 柏市柏6丁目10番25号 電話04-7167-3309(代)
柏県税事務所	法人県民税 法人事業税 不動産取得税	〒277-8558 柏市あけぼの2丁目1番5号 電話04-7147-8743
我孫子市役所課税課	法人市民税 固定資産税	〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 電話04-7185-1111(代)

6 自治会等運営

認可地縁団体になると、地方自治法の定めにより、今まで以上に、より民主的な自治会運営が求められます。

また、法律により、認可地縁団体が行わなくてはならない義務が生じます。特に以下の事項については、くれぐれも注意してください。

(1) 総会の開催と議決【地方自治法第260条の13】

認可地縁団体は、少なくとも年1回は通常総会を行わなくてはなりません。

自治会運営においては、世帯単位で、総会の定足数、表決権を保有することが一般的ですが、認可地縁団体になると、財産や規約の改廃、認可地縁団体の解散

などの重要事項については、定足数・表決権ともに会員個人を単位とし、総会を開催しなくてはなりません。

(2) 常備すべき書類

① 財産目録の作成と備え置き義務【地方自治法第260条の4第1項】

認可地縁団体は、認可を受ける時の他、毎年1月から3月までの間若しくは、事業年度を設けている場合は毎事業年度の終了の時に、財産目録を作成し常に事務所に備え置いてください。

② 構成員の名簿の作成と備え置き義務【地方自治法第260条の4第2項】

個人を単位とした認可地縁団体の構成員の名簿を作成し、事務所に備え置くとともに、会員の変更（入会、退会）があるごとに修正してください。

(3) 規約の変更【地方自治法第260条の3】

規約の変更は、総会の決議後に市長が認可をしてはじめて有効となります。規約の変更を総会で提案する予定があるときは、総会前に必ず市民活動支援課までご連絡ください。規約の内容について不備がある時は認められない場合があります。

規約の変更は、認可地縁団体の総会において「規約変更の決議」が必要です。なお、規約の変更は、地方自治法により（規約において定めのある場合は除く。）、全会員の4分の3以上の同意がないと変更できません。

総会決議の後に次の書類を市に届出してください。市が認可し、告示します。（認可には一ヶ月程度かかります。）

【申請書類】

- ・ 規約変更認可申請書（届出書様式（第二十二条関係）⇒P31）
- ・ 規約変更の内容及び理由を記載した書類（⇒P32）
- ・ 規約変更を総会で決議したことを証する書類（総会議事録など規約変更を総会で決議したことを証する書類（議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの））

(4) 告示事項の変更（代表者・事務所等の変更）【地方自治法第260条の2第11項】

市は、認可地縁団体の「名称」、「規約に定める目的」、「主たる事務所」、「代表者の氏名及び住所」などについて告示しています。

告示した事項に変更があった場合、告示事項の変更の届出が義務付けられています。

【申請書類】

- ・ 告示事項変更届出書（届出書様式（第二十条関係）⇒P29）
- ・ 告示事項が変更となったことがわかる書類（総会議事録など総会で決議したことを証する書類（議長及び議事録署名人の署名又は記名押印

のあるもの))

◆代表者の変更【地方自治法第260条の2第11項・第260条の5】

認可地縁団体は、代表者を一人定めることが必要です。代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表します。ただし、規約の規定や総会の決議に反することはできず、民主的な運営が求められます。

また、認可地縁団体の代表者等を変更した場合、告示事項変更の届出が必要です。届出がない場合、告示された代表者は変更となりませんのでご注意ください。

【申請書類】

- ・ 告示事項変更届出書（届出書様式（第二十条関係）⇒P29）
- ・ 代表者の変更を総会で決議したことを証する書類（総会議事録など総会で決議したことを証する書類（議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの））
- ・ 代表者就任承諾書（⇒P30）

7 法人認可の取り消しと解散

（1）取り消し【地方自治法第260条の2第14項】

認可地縁団体が以下の1つに該当するときは、市長は認可を取消すことがあります。

- ・ 認可地縁団体の要件のいずれかを欠いたとき
- ・ 不正な手段により届出し、認可を受けたとき

（2）解散など【地方自治法第260条の20】

認可地縁団体が次のいずれかに該当するときは、認可地縁団体は解散となります。

- ・ 規約で定めた解散理由が発生したとき
- ・ 破産手続開始の決定がなされたとき
- ・ 市長が、法人認可を取消したとき
- ・ 認可地縁団体の総会で解散を決議したとき
- ・ 認可地縁団体の会員が著しく減少したとき

※破産、解散及び清算については、裁判所の監督下で手続を進めることとなります。

IV. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

1 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

認可地縁団体に名義を変更しようとした不動産が、既に亡くなった人の名義になっている場合、古い名義人であるほど、相続の確定に多大な労力を要します。

そのため、地方自治法の一部が改正され、平成27年4月1日から認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

なお、市の認可を受けていない地縁団体が、特例制度の対象となる不動産を所有している場合は、市の認可を受けて認可地縁団体を設立した後であれば、特例適用を申請できます。

2 申請の要件

下記の全ての要件を満たしている必要があります。【地方自治法第260条の38第1項】

- ① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- ② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること
- ③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- ④ 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

3 申請の流れ

1. 事前準備

- ・地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への変更（特例適用申請）の同意取得

2. 総会の開催

【協議事項】

- ① 申請不動産の所有に至った経緯について議決
（保有資産目録又は保有予定資産目録に、申請不動産の記載がない場合）
- ② 特例適用を申請する決議

【作成資料】

総会議事録
公示申請書

3. 申請

【提出書類】

- ① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（申請書様式（第二十二条の二関係）⇒P33）
- ② 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- ③ 認可申請時に提出した保有資産目録又は保有予定資産目録
ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類
- ④ 申請者が代表者であることを証する書類
- ⑤ 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料



4. 審査

申請の要件、提出書類の内容等を市で審査



5. 公告

要件を満たしている場合、下記の事項について市が3ヵ月以上の公示を実施

【告示事項】

- ① 地方自治法第260条の38第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- ② 申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
- ③ 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者である旨
- ④ 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項
異議のある者は、申請不動産の登記移転に係る異議申出書（申出書様式（第二十二条の三関係）⇒P34）に必要書類を添えて、市に提出。



6. 情報提供

異論がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、市は申請認可地縁団体に対し、書面にて公告結果の情報提供を実施



7. 登記

申請認可地縁団体は、情報提供の書面を含む必要書類を持参し、法務局で登記

4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

(1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること

(2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること

- ① 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等
- ② ①のほか、
 - ・ 公共料金の支払領収書
 - ・ 固定資産税の納税証明書
 - ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書
 - ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
 - ・ 旧土地台帳の写し等
- ③ ②の資料が入手困難な場合は、入手困難な理由書を提出するほか、
 - ・ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面
 - ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

(3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名簿人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

- ① 下記の書類
 - ・ 認可地縁団体構成員名簿
 - ・ 市区町村が保有する地縁団体台帳
 - ・ 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） 等
- ② ①の資料が入手困難な場合には、入手困難な理由書を提出するほか、申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者の証言を記した書面 等

(4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

- ・ 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面（不在住証明書）
- ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※ なお、全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添

付できれば当該要件を満たすこととなります。

この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。

5 その他

当該特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみ申請により可能とするものです。この制度は、不動産登記をする際の対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

V. 地縁団体の解散について

認可地縁団体は以下の事由によって解散することとなります。

- 破産したとき
- 認可が取り消されたとき
- 規約で定めた解散事由が発生したとき
- 総構成員の4分の3以上承諾のある総会の決議があったとき
(規約に別段の定めがある場合を除く)
- 構成員が欠けたとき

1. 認可地縁団体が解散する場合の手続きの流れ

1. 解散の決定

総会に付議し、決議を得る

- 解散の承認
- 清算人の了承
- 清算終了内容の承認

※解散については、総会で4分の3以上の賛成が必要
(規約に別段の定めがある場合を除く)



2. 認可地縁団体解散届出書の提出

- (1) 認可地縁団体解散届出書 (届出書様式 (第十九条関係) ⇒P37)
- (2) 解散したことを証明する資料
(議長及び議事録署名人が署名・押印した総会議事録の写し等)



3. 市長が解散の告示

認可地縁団体を解散する場合においても認可時と同様に、市長が告示を行います。解散時は以下の項目について告示を行います。

- ① 名称
- ② 区域
- ③ 主たる事務所
- ④ 清算人の氏名及び住所
- ⑤ 解散事由
- ⑥ 解散年月日



4. 清算

- 現務の結了
- 債権の取立て及び債務の弁済
- 残余財産の引き渡し



※官報にて公示
2ヵ月以内に、少なくとも3回
(官報を用い周知を行う)

5. 認可地縁団体清算結了届出書の提出

認可地縁団体清算結了後に下記の書類を提出

- (1) 認可地縁団体清算結了届出書 (届出書様式 (第十九条関係) ⇒P38)
- (2) 清算結了を証明する書類
(議長及び議事録署名人が署名・押印した総会議事録の写し等)



6. 市長が清算結了の告示

結了時は以下の項目について告示を行います。

- ① 名称
- ② 区域
- ③ 主たる事務所
- ④ 清算人の氏名及び住所
- ⑤ 清算結了年月日

※実際に認可地縁団体が解散されていても清算が結了するまでは清算の目的の範囲内において、認可地縁団体として存続しているものとみなす。

認可地縁団体印鑑登録をしている場合

我孫子市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例に基づき、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

様式等一覧

・申請書様式（第十八条関係）認可申請書	19
・構成員の名簿	20
・代表者就任承諾書	21
・代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無	22
・代理人の有無	23
・委任状	24
・認可地縁団体印鑑登録申請書	25
・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書	26
・認可地縁団体印鑑登録廃止申請書	27
・認可地縁団体証明書交付請求書	28
・届出書様式（第二十条関係）告示事項変更届出書	29
・代表者就任承諾書（変更時）	30
・届出書様式（第二十二条関係）規約変更認可申請書	31
・規約変更の内容及び理由	32
・申請書様式（第二十二条の二関係）公告申請書	33
・申出書様式（第二十二条の三関係）異議申出書	34
・情報提供様式（第二十二条の四関係）公告結果（承諾）	35
・通知書様式（第二十二条の五関係）公告結果（異議申出）	36
・届出書様式（第十九条関係）認可地縁団体解散届出書	37
・届出書様式（第十九条関係）認可地縁団体清算終了届出書	38

年 月 日

我孫子市長 あて

認可を受けようとする地縁による団体
の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

代表者就任承諾書

私は、令和 年 月 日に開催された 総会において
令和 年度の代表者に選任されましたので、令和 年 月 日
をもって就任することについて承諾いたします。

令和 年 月 日

代表者 住 所 我孫子市

(署名又は 氏 名
記名押印) _____

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

.....

代表者名

.....

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合
 職務代行者 氏名

.....
住所

.....

(2) 無

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第24条（仮処分の方法）により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。

該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

代 理 人 の 有 無

地縁による団体の名称

.....

代表者名

.....

1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合

代理人 氏名

.....
住所

.....

(2) 無

※ 「代理人」は、地方自治法第 260 条の 8 の代理人及び第 260 条の 10 の特別代理人をいいます。

該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

参考：地方自治法の規定

第 260 条の 8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為を他人に委任することができる。

第 260 条の 9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第 260 条の 10 認可地縁団体と代表者の利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

委任状

代理人 住所_____

(署名又は
記名押印) 氏名_____

私は、上記の者を代理人定め、 _____ に
関する一切の権限を委任します。

年 月 日

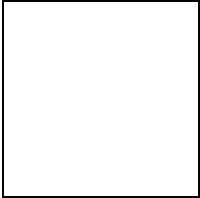
委任者 住所_____

(署名又は
記名押印) 氏名_____

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

我孫子市長あて

登録しようとする 認可地縁団体 印鑑 	認可地縁団体の称		
	認可地縁団体の事務所の所在地		
	登録資格		生 年 月 日
	氏 名	印	年 月 日
	住 所		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。			
申請者	1 本人		
	2 代理人	代理人	住所 氏名

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。また、申請者が代理人の場合は、委任の旨を証する書面が必要です。申請の際は、本人又は代理人であることを確認できる官公署が発行した顔写真付きの免許証・身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）で、有効期間内のものを提示してください。
- 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 登録資格欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 氏名欄には、本市において登録されている代表者等の個人の印鑑を押印してください。
- 申請者欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が代理人の場合は、住所及び氏名を記載の上、代理人の印鑑を押印してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

我孫子市長あて

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の称		
	認可地縁団体の事務所の所在地		
	登録資格		生 年 月 日
	氏 名		年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書		枚の交付を申請します。	
申請者	1 本人	住所	
	2 代理人	氏名	

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。また、申請者が代理人の場合は、委任の旨を証する書面が必要です。申請の際は、本人又は代理人であることを確認できる官公署が発行した顔写真付きの免許証・身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）で、有効期間内のものを提示してください。
- 2 登録資格欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 3 申請者欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が本人又は代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記載の上、印鑑を押印してください。

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

我孫子市長あて

廃止しようとする認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の称		
	認可地縁団体の事務所の所在地		
	登録資格		生 年 月 日
	氏 名	印	年 月 日
	廃止の事由		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。		
申請者	1 本人	住所
	2 代理人	氏名

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。また、申請者が代理人の場合は、委任の旨を証する書面が必要です。申請の際は、本人又は代理人であることを確認できる官公署が発行した顔写真付きの免許証・身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）で、有効期間内のものを提示してください。
- 登録資格欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 登録している認可地縁団体印鑑を亡失したときは、本市において登録されている代表者等の個人の印鑑を氏名欄に押印してください。
- 申請者欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が本人又は代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記載の上、印鑑を押印してください。

年 月 日

我孫子市長 あて

証明書交付請求者

氏 名

住 所

認可地縁団体証明書交付請求書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定により、認可された地縁団体の告示事項に関する証明書の交付を請求します。

記

1 請求に係る地縁による団体

(1) 名 称

(2) 事務所の所在地

2 請求部数 部（手数料1部300円）

届出書様式（第二十条関係）

年 月 日

我孫子市長 あて

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容

- 2 変更の年月日

- 3 変更の理由

代表者就任承諾書

私は、 年 月 日に開催された 総会において
年度の代表者に選任されましたので、 年 月 日をもって就
任することについて承諾いたします。

年 月 日

旧代表者 住 所 我孫子市

(署名又は
記名押印) 氏 名 _____

新代表者 住 所 我孫子市

(署名又は
記名押印) 氏 名 _____

我孫子市長 あて

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

規約変更の内容及び理由

団体の名称

変更前の内容	
変更後の内容	
変更理由	

年 月 日

我孫子市長 あて

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 保有資産目録又は保有予定資産目録等
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

我孫子市長

公告結果(承諾)の情報提供について

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第 2 項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたため、同条第 3 項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第 4 項に規定する証する情報を提供します。

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 公告の結果

1 の公告については、1 (3)の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

第 号
年 月 日

御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

我孫子市長

公告結果(異議申出あり)通知書

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第 2 項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第 5 項の規定に基づき通知します。

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議の内容等

(1) 異議を述べた登記関係者等

氏名

住所

登記関係者等の別

(2) 異議を述べた年月日

(3) 異議を述べた理由等

届出書様式（第十九条関係）

年 月 日

我孫子市長 あて

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 地 縁 団 体 解 散 届 出 書

地方自治法第260条の20の規定により、 年 月 日貴職から認可を受けた本地縁による団体は、下記のとおり解散したので、解散したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 区域
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 清算人の氏名及び住所
氏名
住所
- 5 解散事由
- 6 解散年月日
年 月 日

届出書様式（第十九条関係）

年 月 日

我孫子市長 あて

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体清算終了届出書

地方自治法第260条の33の規定に基づき、清算が終了したことを証する書類を添えて届け出ます。

記

1 清算の理由

2 清算終了年月日

年 月 日

参 考 資 料

- 地方自治法（地縁団体に関すること）・・・・・・・・・・40
- 地方自治法施行規則（認可地縁団体関係部分抜粋）・・・・48
- 我孫子市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例　・・51
- 地縁団体規約作成例と作成上の留意事項（規約の参考例）・・55
- 総会議事録（議事録の参考例）・・・・・・・・・・64

○地方自治法（地縁団体に関すること）

〔地縁による団体〕

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

1. その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
2. その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
3. その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
4. 規約を定めていること。

3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

1. 目的
2. 名称
3. 区域
4. 主たる事務所の所在地
5. 構成員の資格に関する事項
6. 代表者に関する事項
7. 会議に関する事項
8. 資産に関する事項

4 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

5 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。

6 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

7 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 9 第1項の認可を受けた地縁による団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- 10 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。
- 11 第1項の認可を受けた地縁による団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- 13 第1項の認可を受けた地縁による団体は、第10項の告示があるまでは、第1項の認可を受けた地縁による団体となったこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。
- 14 市町村長は、第1項の認可を受けた地縁による団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- 16 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- 17 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。
- 第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるとき限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財

産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があることに必要な変更を加えなければならない。

第260 条の5 認可地縁団体には、1 人の代表者を置かなければならない。

第260 条の6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第260 条の7 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第260 条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260 条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260 条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第260 条の11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1 人又は数人の監事を置くことができる。

第260 条の12 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

1. 財産の状況を監査すること。
2. 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
3. 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
4. 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第260 条の13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1 回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第260 条の14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の5分の1 以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1 の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第260 条の15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければなら

ない。

第260 条の16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

第260 条の17 認可地縁団体の総会においては、第260 条の15 の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260 条の18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

4 前3項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第260 条の19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第260 条の20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

1. 規約で定めた解散事由の発生
2. 破産手続開始の決定
3. 認可の取消し
4. 総会の決議
5. 構成員が欠けたこと。

第260 条の21 認可地縁団体は、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260 条の22 認可地縁団体がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第260 条の23 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第260 条の24 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第260 条の25 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたた

め損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第260 条の26 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第260 条の27 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

1. 現務の結了
2. 債権の取立て及び債務の弁済
3. 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第260 条の28 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から2箇月以内に、少なくとも3回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

第260 条の29 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第260 条の30 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第260 条の31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければ

ならない。

3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第260条の32 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第260条の33 認可地縁団体の清算が結了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の34 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

1. 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
2. 解散及び清算の監督に関する事件
3. 清算人に関する事件

第260条の35 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第260条の36 裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第260条の37 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第260条の38 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第10号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によって、10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有権者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

1. 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

2. 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
3. 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
4. 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

2 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第5項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、3月を下ってはならない。

3 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかったときは、第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があったものとみなす。

4 市町村長は、前項の規定により第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第2項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったことを証する情報を第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に提供するものとする。

5 第2項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとする。

第260 条の39 不動産登記法第74条第1項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第18条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第1項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

2 不動産登記法第60条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第260 条の40 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成23 年法律第51 号）により、50 万円以下の過料に処する。

1. 第260 条の22 第2項又は第260 条の30 第1項の規定による破産手続開

始の申立てを怠ったとき。

2. 第260 条の28 第1 項又は第260 条の30 第1 項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

○地方自治法施行規則（認可地縁団体関係部分抜粋）

（第十八条・第十九条・第二十条・第二十一条・第二十二条）

〔地縁による団体が行う申請〕

第十八条 地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書並びに保有資産目録及び保有予定資産目録の様式は、別記のとおりとする。

〔地縁による団体を認可した場合の告示〕

第十九条 地方自治法第260条の2第10項に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

一 地方自治法第260条の2第1項の認可を行つた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 認可年月日

二 解散した場合（破産による場合を除く。）

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 解散事由
- ヘ 解散年月日

三 清算終了の場合

- イ 名称
- ロ 区域

- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算終了年月日

四 前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があった場合
告示した事項のうち変更があった事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

〔告示事項の変更についての届出〕

第二十条 地方自治法第260条の2第11項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

〔告示事項の証明書の請求〕

第二十一条 地方自治法第260条の2第12項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

〔規約の変更の認可についての申請〕

第二十二条 地方自治法第260条の3第2項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(電磁的方法)

第二十二条の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面

を作成することができるものでなければならない。

〔不動産に係る登記の特例についての申請〕

第二十二條の二の二 地方自治法第260條の38第1項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十條の三十八第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

三 申請者が代表者であることを証する書類

四 地方自治法第260條の38第1項 各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

〔登記の特例を申請したことについての告示〕

第二十二條の三 地方自治法第260條の38第2項に規定する公告は、次に掲げる事項についても行うものとする。

一 地方自治法第260條の38第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

二 前条第2項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

〔承諾の情報提供〕

第二十二條の四 地方自治法第260條の38第4項に規定する証する情報の提供は、前条第1項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

〔異議申出の通知〕

第二十二條の五 地方自治法第260條の38第5項に規定する通知は、第二十二條の三第2項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

我孫子市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関し必要な事項を定め、もって地縁による団体の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することを目的とする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者が選任されているときにあっては、当該各号に定める者とする。

- (1) 裁判所の選任する職務代行者
- (2) 法第260条の9に規定する仮代表者
- (3) 法第260条の10に規定する特別代理人
- (4) 法第260条の24に規定する清算人

(登録の申請)

第3条 前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者（以下「代表者等」という。）であって、認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするものは、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を持参し、書面により自ら市長に申請しなければならない。

2 前項の書面には、我孫子市印鑑条例（昭和54年条例第22号）に基づき登録されている代表者等の個人の印鑑（以下「個人印鑑」という。）を押印しなければならない。

(登録)

第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該申請に係る書面に記載されている事項等について当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第21条第2項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項との照合その他の審査をした上、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「登録原票」という。）に登録するものとする。

2 前項の登録原票には、次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

- (1) 印影
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日

- (4) 認可地縁団体の名称
- (5) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (6) 認可地縁団体の認可年月日
- (7) 代表者等の第2条に規定する登録資格の区分
- (8) 代表者等の氏名
- (9) 代表者等の生年月日
- (10) 代表者等の住所
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(登録の制限)

第5条 登録できる認可地縁団体印鑑は、1 認可地縁団体につき1 個に限るものとする。

2 市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号の一に該当するときは、当該認可地縁団体印鑑を登録しないものとする。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが1 辺の長さ8 ミリメートルの正方形に収まるもの又は1 辺の長さ30 ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないと認めるもの

(認可地縁団体印鑑登録証明書の申請及び交付)

第6条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録を受けている印鑑（以下「登録印鑑」という。）を押印した書面により、自ら市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項との照合その他の審査を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。

(認可地縁団体印鑑登録証明書)

第7条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明するものとし、併せて次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (3) 代表者等の第2条に規定する登録資格の区分
- (4) 代表者等の氏名
- (5) 代表者等の生年月日

2 市長は、前項に規定する認可地縁団体印鑑登録証明書を作成するに当たっては、特

に印影の写しが鮮明になるような方法により登録原票を複写するものとする。

3 市長は、認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合には、その末尾に登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

(登録事項の修正)

第8条 市長は、法第260条の2第11項の規定による届出により登録原票の登録事項に変更が生じた場合は、第10条第1項及び第2項の規定により登録を抹消するときを除き、職権によりこれを修正するものとする。

(登録の廃止の申請)

第9条 印鑑登録者は、認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録印鑑を押印した書面により、自ら市長に申請しなければならない。

2 印鑑登録者は、登録印鑑を亡失したときは、前項の規定にかかわらず、直ちに個人印鑑を押印した書面により、自ら市長に認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(登録の抹消)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、当該書面に記載されている事項等について審査した上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

(1) 印鑑登録者の登録資格に変更が生じたことを知ったとき。

(2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散したとき。

(3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により、市長が認可地縁団体印鑑として適当でないと認めるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき。

3 市長は、前項第3号又は第4号の規定により認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、直ちにその旨を当該認可地縁団体印鑑の登録を受けていた者に通知するものとする。

(代理人による申請)

第11条 施行規則第19条第1項第1号トの規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。

2 前項の場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするもの」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするものの代理人」と、第4条第1項中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第6条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受け

ている者の代理人」と、第9条中「印鑑登録者」とあるのは「印鑑登録者の代理人」と読み替えて適用するものとする。

(閲覧の禁止)

第12条 市長は、登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

(質問調査)

第13条 市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(我孫子市行政手続条例の適用除外)

第14条 認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する処分については、我孫子市行政手続条例（平成9年条例第9号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月25日条例第9号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の我孫子市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（中略）の規定は、平成20年12月1日から適用する

地縁団体規約作成例と作成上の留意事項

規約の例を示すと次のとおりです。ただし、これは一般的な例を示したものに過ぎないので、各地縁団体で規約作成に当たっては、規約例及び留意点を参考としながら各地縁団体の実情に合った定めをすることが必要です。

なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。

- ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項
⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

規約例	留意点
<p style="text-align: center;">〇〇自治会（町会・町内会・区）規約</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>（目的） 第 1 条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 会員相互の親睦に関すること (2) 住民相互の連絡、広報に関すること (3) 清掃、美化等の環境整備に関すること (4) 防災・防火活動等に関すること (5) 集会施設の維持管理に関すること (6) 〇〇〇〇〇</p> <p>（名称） 第 2 条 本会は、〇〇〇会と称する。</p> <p>（区域） 第 3 条 本会の区域は、我孫子市〇〇町△番□号から△△番××号までの区域とする。</p> <p>（主たる事務所） 第 4 条 本会の主たる事務所は、我孫子市〇〇町△番×号に置く。</p>	<p>①規約でなくとも「会則」「規則」等でも差支えありません。</p> <p>①「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。</p> <p>②スポーツや芸術などの特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。</p> <p>③この目的の範囲内において団体は権利義務を有することとなるので、活動内容をできるだけ具体的に記載してください。</p> <p>①地方自治法上では名称についての制限はありません。</p> <p>①団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定める必要があります。町、字、住居表示又は番地が表示されることが望ましいです。</p> <p>①主たる事務所は特に制限はありませんが、この住所が団体の正式な住所になります。</p> <p>②集会施設の所在地又は代表者の住所とするのが一般的です。</p> <p>③「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」とすることも可能です。</p>

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

①区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。

②区域外の者は、会員になれません。

③団体は、自然人たる個人を基盤とするものですから世帯を会員とすることはできません。

④法人や団体は会員とはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる」と定めて、表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加できることとすることは可能です。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

①会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を決めた場合は、その変更の都度、規約変更の手続きが必要となります。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

①この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続きを定めたものです。書式は入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

②第5条の趣旨から、不合理な入会規制は許されません。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとす。

①本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

②本人の退会の意思にいかなる制約も加えることはできません。

(2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) 書記 〇人
- (4) 会計 〇人
- (5) その他役員 〇人
- (6) 監事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長、書記、会計及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務遂行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

①必ず会長を1人置くことが必要です。

②第11条第2項の関連で、副会長を置くことが必要です

④監事は1人又は複数人置くことが適当です。

①監事が会長、副会長、書記、会計及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役割上避ける必要があります。

①法律上団体の代表権は代表者(会長)1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使えなくなったときに備えて副会長等が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望ましいです。
(会長の事務の代行は、法律行為に及びえないので、直ちに後任の会長を選出しなければなりません。)

①役員任期については、法律上特に制約はありませんが、著しく短期間では業務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりにも長期にわたるのも種々の弊害が生ずるといえます。業務執行上支障が生じないように定めることが望ましいです。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 資産に関する事項
- (4) 役員を選任及び解任に関する事項
- (5) 規約の変更に関する事項
- (6) その他重要事項

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 総会員の5分に1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

①総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものを除き全ての事項について議決できます。

ただし、規約の改正、解散の決議など法律上総会の権限とされている事項並びに事業計画・事業報告及び予算・決算など地縁による団体にとって重要な事項は、総会の議決又は承認を得ることが必要です。

①通常総会は、毎年1回以上開催しなければなりません。【地方自治法第260条の13】

また、事業年度が終了する前に通常総会は開けません。

②5分の1の数は、規約によって増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。

①総会の招集は、少なくとも5日前にその会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法で行わなければならない。

②総会は、書面表決のみで開催することは出来ません。

①総会の議長は、表決権を行使することとなる以上、出席した会員の中から選出する必要があります

(総会の定足数)

第 19 条 総会は、会員の過半数の出席で成立する。

(総会の議決)

第 20 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権等)

第 21 条 会員は、総会において、各々 1 箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第 5 章 役員会

(役員会)

第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

が、会長は会員の中から選任されていることにより「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めることも可能です。

①規約改正及び認可地縁団体の解散は総会員の 4 分の 3 以上の同意が必要【地方自治法第 260 条の 3 第 1 項及び第 260 条の 21】

①書面による表決や代理人による表決のほか電磁的方法を利用した表決も可能です。電磁的方法は、電子メールや専用ウェブサイト、アプリケーション等を利用した表決などで、出力して書面にすることが可能なものである必要があります。)【地方自治法第 260 条の 18 第 2 項】

②認可地縁団体と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、表決権を有しない。

①会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。

②議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。

①監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定す

<p>(役員会の権限)</p> <p>第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>(役員会の招集)</p> <p>第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。</p> <p>2 会長は、役員のお分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。</p> <p>3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。</p> <p>(役員会の議長及び定足数等)</p> <p>第 27 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>2 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第 28 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 別に定める財産目録記載の資産</p> <p>(2) 会費</p> <p>(3) 活動に伴う収入</p> <p>(4) その他の収入</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第 29 条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。</p>	<p>る役員会に参画しないことが適当です。</p> <p>①団体の最高意思決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。</p> <p>①資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。</p>
--	--

(資産の処分)

第30条 本会の資産で第28条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(資産の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第32条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第35条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、我孫子市長の認可を受けなければ変更することができない。

①団体の不動産等資産を処分又は担保に供するような場合は、総会の特別多数決により議決することが適当です。

①日常の出納業務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。

①事業計画・事業報告及び収支予算・決算は、地縁による団体にとって重要事項ですから、総会の議決又は承認にかからしめることが必要です。ただし、事業計画及び収支予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び収支決算の承認を年度終了後に行うためには通常総会を年2回行うことが必要となりますが、通常総会は年1回行うのが通例です。したがって、年度開始前に総会を開催し、事業計画及び収支予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決されるまでの間は、事業計画及び収支予算がないこととなりますので、第32条第2項のように定めておくことが実務上適当です。

①会計年度の定め方は特に制限はありません。

①規約の変更は、総会の専権事項となっています。【地方自治法第260条の3第1項】市長の認可を受けなければその効力を生じません。【地方自治法第260条の3第2項】

②議決数の「4分の3」の定数は変更できますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思によ

(解散)

第36条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第37条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第38条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第39条 この規約の施行に関して必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

り決することのないよう、これを引き下げることは慎重であるべきです。

①解散事由は次のとおり

ア 破産

イ 認可の取消し

ウ 総会員の4分の3以上の同意による総会決議

エ 会員の欠亡の場合

標記の他の解散事由を定めることもできます。

②ウについては、総会の専権事項であり、議決定数の趣旨についても規約変更の場合と同様です。

①解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することも可能ですが、営利法人等を帰属権利者とするのは、地縁による団体の目的にかんがみ適当ではありません。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。

②残余財産の帰属権利者を決定する総会決議は、解散の決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えます。

①規約施行上の細則等を定めることについては、会長、又は役員等に委任する旨の総会の議決が必要です。

<p>付則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第32条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。 3 本会の設立初年度の会計年度は、第34条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。 	<p>①付則第1項は、認可年月日から施行とする場合が多いと考えられます。</p> <p>したがって、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、付則第2項、第3項を定めることが適当です。</p>
--	--

〇〇〇自治会総会議事録

1 開催日時

××〇〇年〇〇月〇〇日(〇) 〇〇時から〇〇時まで

2 開催場所

〇〇〇自治会集会所

3 会員総数：〇〇〇人（総会開催日現在）

出席者数 〇〇〇人（うち委任状による出席者〇〇〇名）

欠席者数 〇〇〇人

4 審議事項

- (1) 第〇号議案 〇〇年度事業報告及び会計報告
- (2) 第〇号議案 〇〇年度事業計画及び予算（案）
- (3) 第〇号議案 法人化の認可申請について
- (4) 第〇号議案 規約（会則）の改正について
- (5) 第〇号議案 新年度自治会役員の承認について

5 議長等選出

会長 が総会の開会を宣言し、議長の選出を出席者に諮ったところ、会長一任の発言により、会員◇ ◇ ◇ ◇ を議長に指名した。

議長 ◇ ◇ ◇ ◇ は、就任の挨拶をした後、上記のとおり会員の出席状況を告げ、総会の成立を宣言した。また、書記、議事録署名人の選出を諮ったところ、議長一任の発言により、書記に☆ ☆ ☆ ☆、議事録署名人に● ● ● ●、◎◎ ◎ ◎ を指名した上で議事に入った。

6 議事の審議内容

①第〇号議案 〇〇年度事業報告及び会計報告

議案内容を具体的に記載します。

審議内容

質疑応答を具体的に記載します。

議決

第〇号議案について議決を求めたところ、賛成〇人、反対〇人、賛成者多数により可決された。

(以下、議案の数だけ提案・審議・議決が続く)

◎第〇号議案 〇〇自治会役員については、次の者が役員として選任され承認を諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

会長 □□ □□

副会長 ■■ ■■

書記 △△ △△

会計 ▲▲ ▲▲

監事 ◎◎ ◎◎

7 閉会

以上をもって本総会の議案全部を終了したので、議長は閉会を宣言し、〇〇時〇〇分散会した。

以上の議事録は総会議事内容のに相違ないことを認めます。

××〇〇年〇〇月〇〇日

総会議長 ◇ ◇ ◇ ◇ 印

議事録署名人 ● ● ● ● 印

議事録署名人 ◎ ◎ ◎ ◎ 印

《地縁団体の認可申請手引き》

〒270-1192

我孫子市我孫子1858番地

我孫子市役所 市民生活部 市民協働推進課 市民活動推進係

電 話 04-7185-1467 (直通)

F A X 04-7185-5777

e-mail abk_kyodo@city.abiko.chiba.jp

発行 令和5年 12月